

## 沼津市交通指導員会補助金交付要綱

平成10年8月25日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、児童、生徒及び老人を中心に市民を交通事故から守り、併せて交通安全思想の普及を図るために活動している沼津市交通指導員会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金)

第2条 補助金は、沼津市交通指導員会の運営に要する経費の一部を助成するものとする。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。